

欧州 REACH 規則 付属書 17 改正 2023 年 12 月 12 日より原材料の DMFa が規制されます

Regulation (EU) 2021/2030 において、REACH 規則 付属書 17 制限物質リストにエントリー76として N, N-ジメチルホルムアミド (DMFa) が追加されました。

改正ポイント

- 2023 年 12 月 12 日以降、製造者、輸入者、川下使用者が、化学物質安全性報告書および安全性データシートに、労働者のばく露に関する導出無影響量 (DNEL) ※1 を「吸入ばく露は 6mg/m³」、「経皮ばく露は 1.1mg/kg/day」と記載しない限り、物質単体、他の物質の構成要素または 0.3%以上の混合物として上市してはならない。
- 製造者及び川下使用者が、労働者のばく露が第 1 項で規定された DNEL 未満となるよう適切なリスク管理措置を講じ、適切な作業条件を提供しない限り、2023 年 12 月 12 日以降、物質単体、他の物質の成分として、または 0.3 %以上の濃度で混合して製造、または使用してはならない。
- 第 1 項と第 2 項の適用除外として、繊維と紙材料の直接または転写ポリウレタンコーティング工程、ポリウレタン膜の製造における溶剤としての使用、または使用のための上市に関しては 2024 年 12 月 12 日から、合成繊維の乾湿紡糸工程における溶剤としての使用、または使用のための上市に関しては 2025 年 12 月からそこに定められた義務が適用されます。

※1：導出無影響量 (DNEL)：人がどの程度の量をばく露したら悪影響が生じないかを予測した有害性評価値 (Derived no-effect level)

【EU 官報 (EU) 2021/2030】

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R2030&qid=1637823656632&from=EN>

これまで DMFa は付属書 17 エントリー72 において、CMR※2 物質の 1 つとして繊維製品中の含有量規制がありました。今回のエントリー76 により、EU 域内で製造する場合、**製品管理 (PRSL: Product Restricted Substances List)** だけではなく、**製造管理 (MRSL: Manufacturing Restricted Substances List)** が必要になることがポイントです。

※2：CMR：発がん性 (Carcinogenic)、変異原性 (Mutagenic) および生殖毒性 (Reprotoxic)

環境化学分析ラボでは REACH 規則制限物質リストについての試験を実施しております。

詳細はこちらから

REACH <https://www.kaken.or.jp/learn/detail/84>

33 種 CMR <https://www.kaken.or.jp/topics/detail/243>

日本国内のラボで試験を行いますので、海外への輸送コストの問題や、面倒なやり取りも必要なく、よりスピーディに試験結果をご提供いたします。

お問い合わせ

大阪事業所 環境化学分析ラボ TEL 078-854-0333
または最寄りの事業所・検査所にお問い合わせください。